

今回の入管法・特例入管法の改定は、じつに多くの手続きとそれに関わる罰則や制裁を新設しています。

そうした多数の手続きを実施するため、法務省入管局は日本語および各国語による広報をおこなっています。とくに日本語のQ&Aは、たいへん詳細なものです。

しかし、法務省の広報をこえて、法の条文を直接に参照したいと考える方も多いと思います。そうした方々のために、条文を参照するためのガイドを作成しました。それがここに掲載する表です。四種類、六つの表があります。

A

「改定入管法による「中長期滞在者」の各種手続・出頭場所・代理人」

「改定特例入管法による「特別永住者」の各種手続・出頭場所・代理人」

これらは、新設される手続きと、それを行う場所、そして本人に代わって手続きを行える代理人について、それぞれを規定した条項を指示しています。とくに、代理人については役に立つのではないでしょう。

B

「改定入管法による中長期在留者の義務規定と罰則規定」

「改定特例入管法による特別永住者の義務規定と罰則規定」

これらは、上述の手続きにおける違反行為に対する罰則および制裁（退去強制・在留資格取消）を規定した条項を指示しています。

C

「在留資格取消しの要件と取消し後の処遇」

罰則と制裁のなかでも、在留資格取消は入管局にとって扱いやすい処分だと思われます。また、今回法改定の趣旨のひとつは「継続的な情報収集」ですが、そうして収集された情報に対応する処分がまさに資格取消です。

この表では、2004年に新設された在留資格取消処分もあわせて記載し、それぞれを規定した条項を指示しました。

D

「カード・証明書の有効期間と移行措置」

これだけは条項を指示してありません。入管の広報でも分かる内容ですが、他の表とあわせて参考にしてください。

以上、ご活用ください。なお、これらの表は条文を調べるためのガイドですから、ここの記載を条文とみなして判断することは、決してしないでください。あくまで該当する条文をじっさいに参照してください。

【法律に慣れていない人のために】

法律（入管法、入管特例法）の条項の階層は、以下の通りです。

第（数字）条 → 第（数字）項 → 第（数字）号 → （イ、ロ、ハ、…）

官報やそれをもとにした条文の記載（以下「条文」）（たとえばインターネットの電子政府「法令データ提供システム」）では、「項」は算用数字、「条」「号」は漢数字で示されています。ここに掲載した私たちの表（以下「私たちの表」）では、すべて算用数字です。

条文では「第1項」は記されず、「2」から始まります。私たちの表では「第1項」と記されています。また私たちの表では「号」は省略されていることがあります。

「の（数字）」と書かれているのは、「新設された条項」に付けられる数字です。たとえば「第75条の2」とは、「第75条」の「第2項」という意味ではありません。そうではなく、改正前の「第75条」と「第76条」のあいだに、改正によって一つの「条」を割り込ませるときに、「第75条の2」という「条」を設けるわけです。「項」「号」に付けられた「の（数字）」も同じ意味です。

以上をまとめて例を示すと、私たちの表で、たとえば「第22条の4第1項10」とは、「第22条の4、第1項、第10号」のことです。条文には「第1項」とは記されていません。「第22条の4」と記されたすぐ下から始まる文章が、「第1項」です。じっさいにこの条文を探してみてください。